

条例の概要

I 目的 (第1条)	○いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、もって児童生徒が健やかに成長することのできる環境の整備に資することを目的とする。
II 基本理念 (第3条)	○学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを目指す。 ○社会総がかりでいじめの問題を克服することを目指す。 ○児童生徒が、いじめの防止等に向けた自主的な行動ができるようになることを目指す。
III いじめ防止等のための責務と役割 (第5条-第10条)	○県の責務 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止のための施策を総合的に策定 ・国、市町村、学校の設置者等との連携・協力 ・市町村、学校の設置者、学校その他の関係者への情報の提供及び必要な措置 ・いじめの防止等のための対策の促進を図る広報その他の啓発活動 ・相談及び通報を受け付けるための体制整備 ・知事及び茨城県教育委員会の相互の緊密な連携 ○県民の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・地域社会全体で児童生徒の健全な育成を支えていく。 ・いじめを認識した場合又はいじめの疑いがあると認められる場合には通報 ・児童生徒の模範となるよう、いじめの根絶に努める。
IV 基本的施策	
1 茨城県いじめ防止基本方針の策定 (第11条)	2 学校いじめ防止基本方針の策定 (第12条)
○いじめの防止等の基本的な方針を定める ○定期的に茨城県いじめ防止基本方針を検証 ○変更したときは、遅滞なくこれを公表	○学校の実情に応じたいじめの防止等のための基本的な方針を定める
3 いじめの未然防止 (第13条)	4 いじめの早期発見及び対処に関する相談体制等 (第14条)
○児童生徒の豊かな情操と道徳心を培うための教育活動の充実 ○家庭・地域社会への啓発	○相談体制の整備及び充実、相談窓口の周知 ○ソーシャルネットワークサービスその他のインターネットを活用した相談体制の整備
5 学校でのいじめの相談、通報等 (第15条)	6 いじめに対する措置 (第16条)
○児童生徒がいじめを認識した場合、疑いがある場合は、直ちに教職員に相談又は通報 ○学校は定期的に児童生徒に調査を行う	○いじめに起因して不登校になっている児童生徒について、学習活動等の場の確保 ○県は、市町村、学校等と連携し、適切に対応
7 教職員の資質の向上及び人材の確保 (第17条)	8 インターネットを通じて行われるいじめの防止等 (第18条)
○教職員に対する研修の充実 ○カウンセラー等の専門的知識を有する人材確保	○児童生徒に対するインターネットの適切な利用に関する教育、保護者への啓発等
9 啓発活動 (第19条)	10 県いじめ問題対策連絡協議会 (第20条)
○広報、啓発活動を行い、県民の理解を深める ○いばらき教育月間において、啓発活動を重点的に実施	○県教委にいじめ問題対策連絡協議会を置く ○いじめ防止等のための施策の推進に関する事項等の協議
11 いじめ調査委員会 (第21条)	12 その他 (第22条—第24条)
○県教委にいじめ調査委員会を置く ○重大事態が発生した場合は迅速に対処	○年次報告 ○推進体制の整備 ○財政上の措置